

意見交換会ご説明資料

令和3年9月29日
不動産・建設経済局

1. 令和4年度概算要求について

1-1. 令和4年度予算概算要求のポイント

1. 国費総額

(1) 一般会計 6兆9,349億円(1.18倍)

公共事業関係費

6兆2,492億円(1.19倍)

○一般公共事業費

6兆1,932億円(1.19倍)

○災害復旧等

560億円(1.00倍)

非公共事業

6,857億円(1.07倍)

○その他施設費

626億円(1.54倍)

○行政経費

6,230億円(1.04倍)

(2) 東日本大震災復興特別会計 380億円(0.95倍)

2. 財政投融资 1兆7,634億円(0.88倍)

(参考) 財投機関債総額 2兆7,892億円(0.92倍)

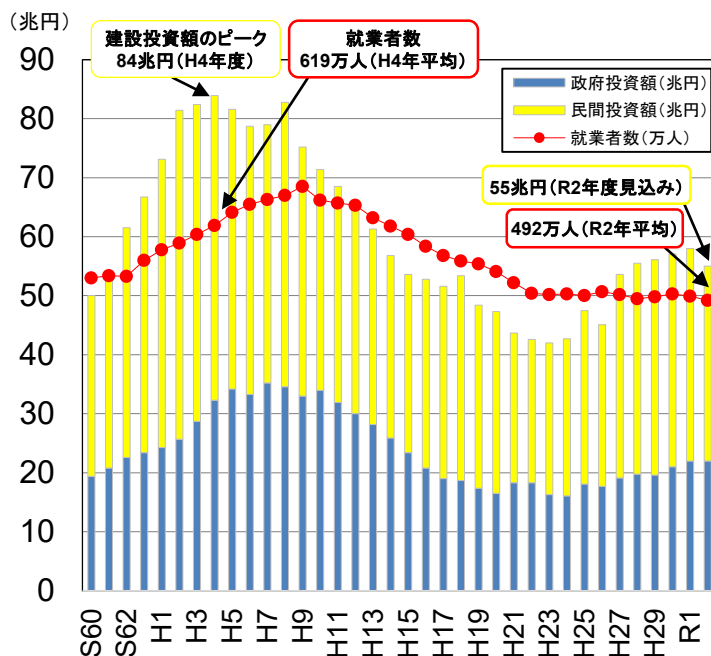
※上記のほか、下記項目については、事項要求を行い、予算編成過程で検討。

- ①防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策、②盛土による災害の防止に向けた総点検を踏まえた対応、
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた地域公共交通・観光の確保・維持等に必要な経費
- ④消費税率の引上げ等に伴う住宅取得に係る給付措置の取扱い、⑤一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しに係る更なる増額分

1-3. 建設業者の施工余力

- 建設投資額はピーク時の平成4年度から**3.4割**減少（公共は**3.1割**減少）に対し、就業者数は**2割**減少。この四半世紀で現場施工の機械化等も進んでおり、マクロで見れば施工人員の確保は十分可能。
- **建設技能労働者の過不足率は、総じて落ち着いてきている。**
- 業界からは、新型コロナウイルスの影響等により落ち込んだ**民間投資が回復しきっておらず**（コロナ前2019年と比較して2021年1月～7月の民間工事受注14.0%減（日建連受注実績調査））、**影響の長期化を懸念**する声が多い。
- ICT施工の増加や施工時期の平準化等により**施工効率が向上**しており、**施工余力に問題はない。**

＜建設投資額と建設業就業者数＞



(出所) 国土交通省「建設投資見通し」(※)・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

※我が国の全建設活動について出来高ベースの投資額を推計したもの
 ※政府投資及び民間住宅投資については、政府経済見通し、内閣府年次試算により推計。それ以外の投資については、建築着工統計、建設総合統計等により推計

＜建設技能労働者過不足率＞

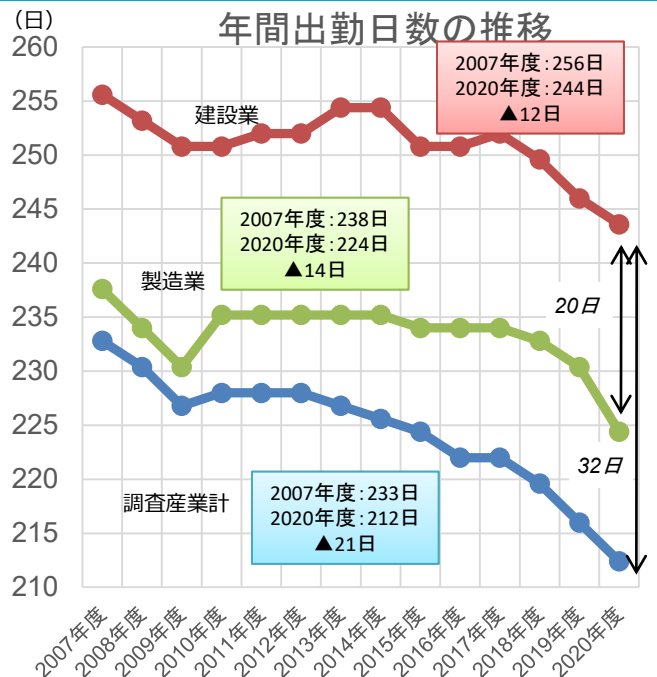
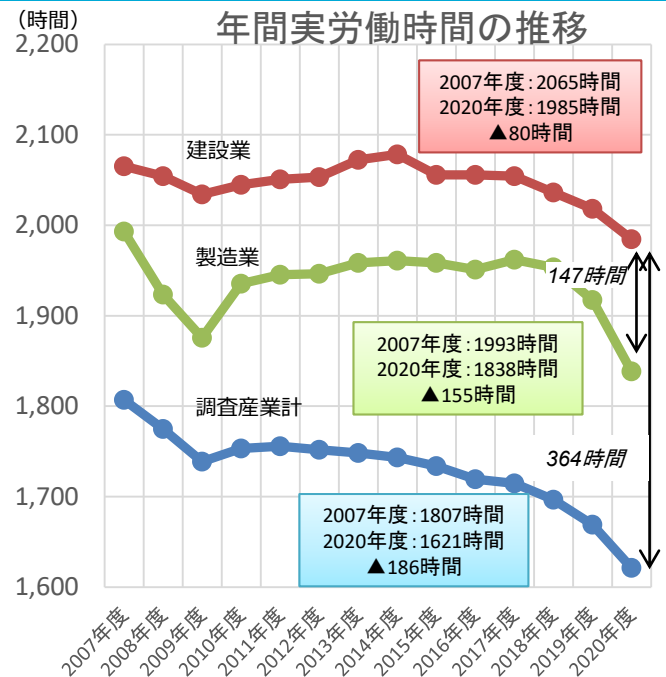


(出所) 国土交通省「建設労働需給調査」

※対象は型枠工(土木)、型枠工(建築)、左官、とび工、鉄筋工(土木)、鉄筋工(建築)の6職種
 ※建設業許可を受けた法人企業(資本金300万円以上)のうち、調査対象職種の労働者を雇用する全国1,704社の回答を基に計算
 ※過不足率 = $\frac{(\text{②}-\text{③})}{(\text{①}+\text{②})} \times 100$
 (手持ち現場において①確保している労働者数、②確保したかったが出来なかった労働者数、③確保したが過剰となった労働者数)

2. 働き方改革等の推進

2-1. 建設産業における働き方の現状



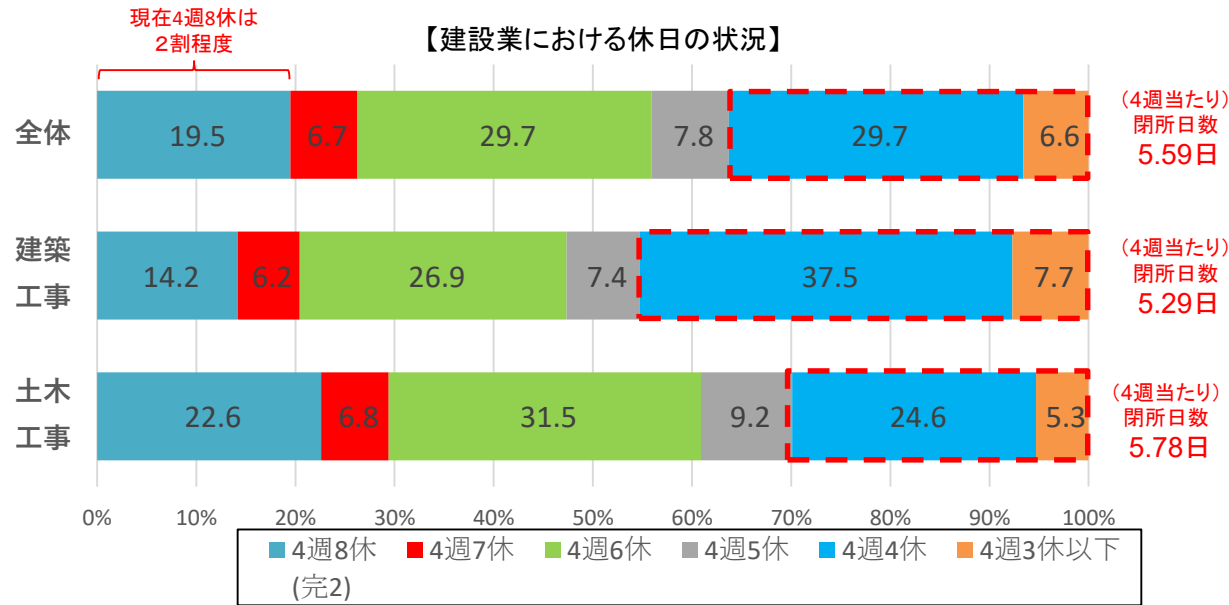
○ 年間の総実労働時間については、全産業と比べて360時間以上(約2割)長い。また、10年程前と比べて、全産業では約186時間減少しているものの、建設業は約80時間減少と減少幅が小さい。

※ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

○ 建設工事全体では、技術者の約4割が4週4休以下で就業している状況。

【注】
 ※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。
 ※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。

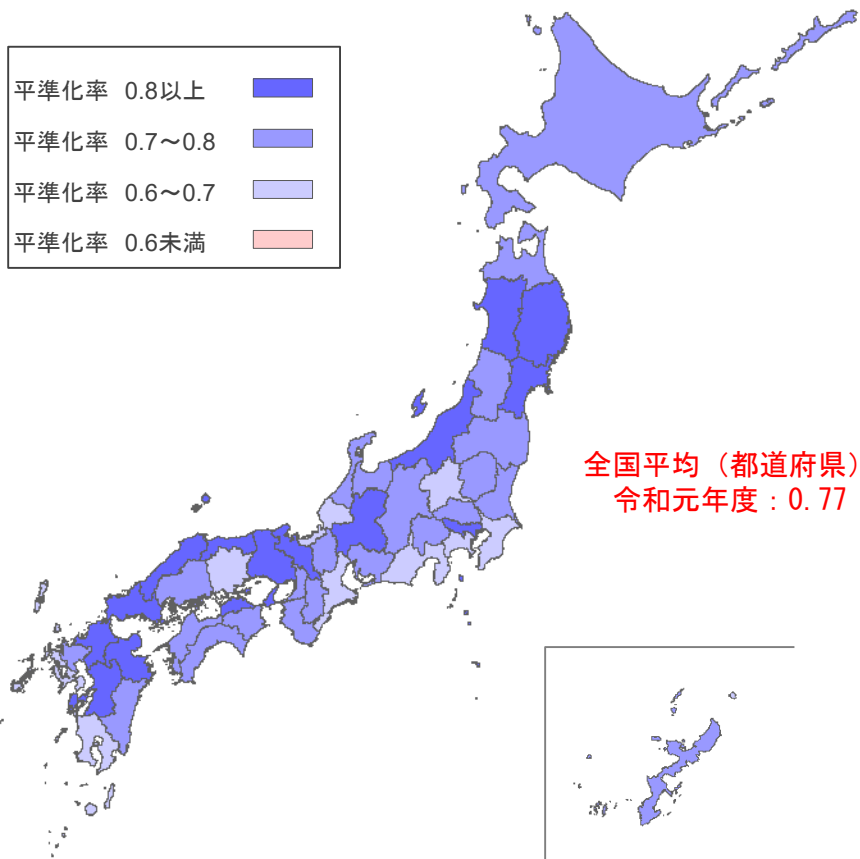
出典：日建協「2020時短アンケート」を基に作成



2-2. 施工時期の平準化に向けた取り組み

- 令和2年度入契調査を踏まえ、全地方公共団体の平準化率等を見える化(令和3年5月公表)
- 引き続き、都道府県公契連を通じた働きかけ等を通じ、施工時期の平準化に向けた取り組みを加速

都道府県の平準化率の状況



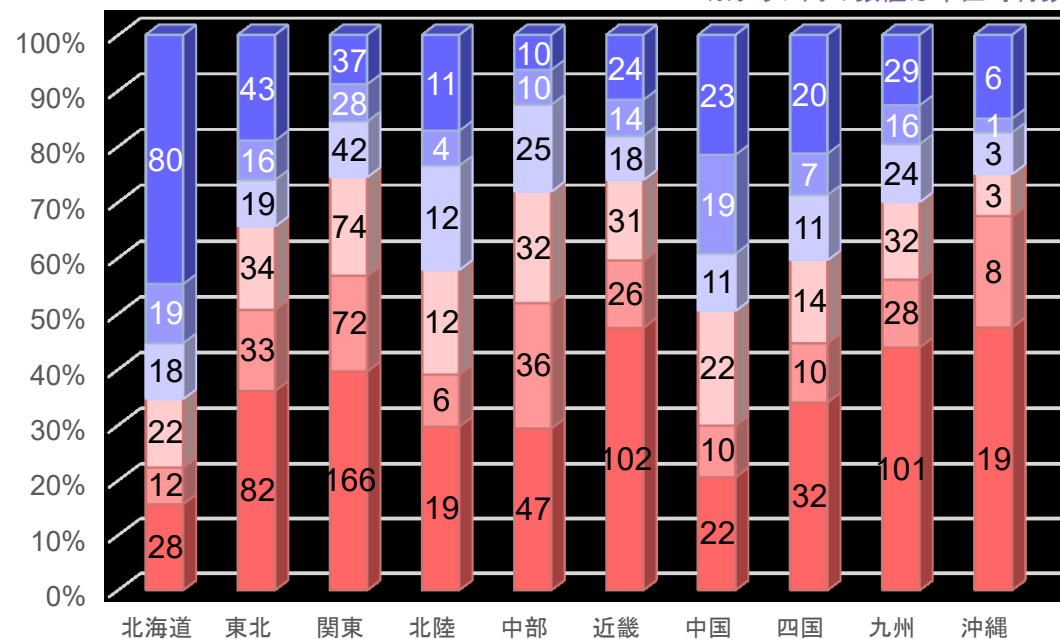
※平準化率の定義: 4～6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数)

※都道府県・市区町村の平準化率は、「令和2年度入契適正化法に基づく実施状況調査(令和3年1月時点速報値)」を基に算出(1件当たり130万円以上の工事を対象)

各地域における平準化率別の市区町村の構成割合

平準化率の区分: ■ ~0.4 ■ 0.4~0.5 ■ 0.5~0.6

※グラフ内の数値は市区町村数



地域別の平準化率の平均値(市区町村)

全国	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
0.55	0.81	0.59	0.50	0.58	0.51	0.47	0.64	0.55	0.48	0.45

※地域区分

北海道: 北海道
東北: 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸: 新潟県、石川県、富山県
中部: 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿: 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国: 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国: 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州: 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄: 沖縄県

- 直轄工事に加え、地方公共団体発注工事においても、「工期に関する基準」を踏まえ、週休2日の確保等を考慮するとともに、その場合に必要となる労務費等を請負代金に適切に反映すること等について要請等を実施。
- 民間工事についても、「工期に関する基準」作成時に、適正な工期が設定されるよう、関係省庁等を通じて働きかけを実施。

工期に関する基準

(令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告)

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

・週休2日の確保

(前略)建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、建設業の担い手一人ひとりが週休2日(4週8休)を確保できるようにしていくことが重要である。

地方公共団体発注工事での取組

- 適正な工期の設定に努めることや、週休2日の確保等を考慮するとともに、必要となる労務費や現場管理費等を請負代金に適切に反映すること等について、地方公共団体に対して要請等を実施。

令和3年1月29日付け総行行第29号・国不入企第32号

令和3年2月19日付け国不入企第34号

等

- 週休2日工事を実施している自治体数は着実に増加し、令和元年度はほぼ全ての都道府県・政令市（計67団体）で実施。

	H29年度	H30年度	R元年度
週休2日工事実施状況	39	54	64

民間工事での取組

- 「工期に関する基準」が作成された後、関係省庁等を通じて、民間工事の発注主体となり得る民間企業等に対して周知を実施。
- 上記に加えて、様々な機会を通じて、週休2日の確保について働きかけを実施。
- さらに、今年度、民間工事での週休2日の確保状況等についての実態調査をし、好事例集の作成等を通じて、周知・啓発を行う予定。

3. 技能労働者の適正な賃金水準の確保について

3-1. 技能労働者の適正な賃金水準の確保

開催概要（前回の意見交換会）

日時：令和3年3月30日 17:00～18:00

出席団体：日本建設業連合会・全国建設業協会・全国中小建設業協会・建設産業専門団体連合会

開催趣旨：公共工事の円滑な施工確保、技能労働者の賃金水準の引上げ、
建設キャリアアップシステムについて意見交換

- この場において、官民連携して「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等の公共工事の円滑な施工確保に取り組むこと、建設キャリアアップシステムの普及促進のため、官民あわせて取り組んでいくことを確認。
- 今後の担い手確保のため、技能労働者の賃金の引上げが設計労務単価の上昇を通じて、適正利潤の確保、さらなる賃金の引上げにつながる好循環を継続することが必要であり、様々な課題もあり、困難を伴うものの、本年は概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指す旗印のもと、全ての関係者が可能な取組を進めることとなり、また、翌年以降も経済状況等を踏まえつつ、継続して賃金上昇に向けた取組を進めることとなった。



3-2. 適正な賃金水準の確保に向けた業界団体の動き

日本建設業連合会(令和3年4月19日理事会決定・会長名通知)

○技能労働者の賃金水準の引上げに向けた取組に関する決議

1. 概ね2%以上の賃金上昇を目指す趣旨に適用下請契約の締結

日建連会員企業は、「労務費見積り尊重宣言(2018年12月21日決定)」の今年度の運用について、**一次下請への見積り依頼に際して、概ね2%以上の賃金上昇の趣旨に適用適切な労務費を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重するものとする**こと。

(参考)労務費見積り尊重宣言

日建連会員企業は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業への見積り依頼に際して、内訳明示が進んでいる法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に適用適切な労務費(労務賃金)を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重する。

2. 適正な受注活動の徹底

公共工事、民間工事を問わず、過度な安値受注、いわゆるダンピング受注等公正な競争を妨げる行為を行わないことは「日建連等企業行動規範2013」で明示されており、また、適正な受注活動の実施については、これまでも会長名で要請を行ってきたところであるが、改めて、①適正価格での受注の徹底②適正工期の確保③適正な契約条件の確保を徹底すること。なお、適正な受注活動は、あくまで自社の責任において行われるものであって不当な取引制限に繋がるような行為は絶対にあってはならないこと。

全国中小建設業協会(令和3年5月31日理事会決定)

○働き方改革宣言

(略)働き方改革の具体的な取組として、高い水準の公共投資を背景に**当分の間、2パーセント以上の労務費の引き上げの取組を宣言**する。今後、会員団体傘下の会員に対して、実効ある取り組みを推奨し、労務費の引き上げを推進する。

全国建設業協会(令和3年4月21日理事会報告・5月11日会長名通知)

○令和3年度事業計画

2. 働き方改革の推進等による職場環境の整備

② 技能者の概ね2%以上の賃上げへの取組

全建では、これまで「単価引き上げ分アップ宣言」に基づき、継続的な技能者の賃上げへの取組を進めてきたところ、令和3年2月の労務単価改定でも全国平均でプラス1.2%(9年連続プラス改定)となった。しかしこの数値は、調査結果がマイナスとなった地域・職種についてコロナ禍の特別措置として据え置いた結果であり、今年度この単価改定分をアップするだけでは、来年度にはマイナス改定に転じるおそれがある。

このため、3月の国土交通省と建設業4団体との意見交換会で申し合わせた、**同宣言を超える概ね2%以上の賃上げを目指し、下請契約での配慮、下請会社への指導等の取組を進める**。併せて、その阻害要因となりかねないダンピングの防止に向け、調査基準価格の設定の適正化等を要望・提言する。

建設産業専門団体連合会(令和3年6月9日総会説明・6月15日会長名通知)

○建設技能労働者の処遇改善への取組について

- **職人の賃金を上げていくことについて賛同。**
- 賃金アップのための障壁は多く、元請・下請関係では、ダンピングによる受発注等への対応や下請け企業の見積尊重の実施等、経営者として意識を強く持って取り組んで行かなくてはならない。
- これらの課題のうち**賃金アップ分の原資を確実に獲得することを第一の目標と定め、**
 - 労務費には賃金アップ分を反映させた額を計上し、法定福利費等必要な費用の内訳を明示した見積書を作成すること
 - 当該見積書を尊重した請負契約を締結するよう理解を求めていくことを当会加盟団体の当面の共通取組として実施。

- 赤羽大臣・建設業団体トップで合意された「本年は概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指す旗印」のもと、公共工事の受注者による適正利潤の確保を通じて、賃金引上げに向けた環境整備が図られるよう、地方公共団体に対して、総務省と連名で
 - ① 安定的・持続的な公共投資の確保とともに、② 適正な予定価格の設定や、③ ダンピング対策の更なる徹底 等を要請
- 都道府県に加え、都道府県公契連等を通じて市町村に対しても、直接働きかけを実施し、フォローアップ

『技能労働者の処遇改善に向けた環境整備のための適正な入札及び契約の実施について』(令和3年6月15日付け、総行第201号・国不入企第15号)

安定的・持続的な公共投資の確保等

建設企業が将来の見通しをもちながら、技能労働者等の安定的な雇用等を図るため、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保が必要

- 安定的・持続的な公共投資の確保
- 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表

適正な予定価格の設定・適切な契約変更の徹底

工事の品質確保、担い手の確保・育成に必要な適正利潤の確保を図るため、取組の更なる強化が必要

《特に強化すべき取組》

- 見積り活用時の妥当性確認の徹底 (不当な乗率の設定取り止め)
- 積算内訳(工事設計書)の適時公表
- 設計変更がトランの公表、適正履行 (特記仕様書への記載等)
- 歩切りの根絶徹底

ダンピング対策の更なる徹底

工事の品質確保や担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、ダンピング対策の更なる強化

《特に強化すべき取組》

- 公契連モデルを大きく下回る団体等を『見える化』し、個別に働きかけ
- 低入札調査の排除実施状況に応じて、個別に改善を働きかけ
- 低入札価格を下回る受注における履行確保措置※の徹底

※①「監督・検査の強化」、②「技術員の増員」、③「下請業者への公正・透明(クリア)な支払の確認」、④「契約保証額の引上げ等」、⑤「工事請負契約に係る指名停止措置の強化」(かきつけこ)を推進)

都道府県に加え、市町村に対しても、都道府県公契連等を通じて直接働きかけを実施し、フォローアップ

趣 旨

建設業の請負契約において、元請負人と下請負人の不適切な取引が指摘されていることから、建設業取引の適正化について、国土交通省と都道府県が連携して集中的に取り組む「建設業取引適正化推進期間」を実施し、建設業取引の適正化の推進を図る。特に、令和3年度については、適正な請負代金での契約締結の状況等について深掘りした情報収集や調査を重点的に行う。

建設業取引適正化推進期間

実施内容

- ポスターの掲示
- 建設業法令遵守に関する講習会（※）
- 立入検査（合同立入検査を含む）
- 各許可行政庁による自主的な事業
- 各種相談窓口等（駆け込みホットライン等）の周知 等

★令和3年度の取り組み（重点事項）★

○適正な請負代金での契約締結がなされるよう、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況等について、モニタリング調査を実施

令和2年度実績（期間中の実績）

1. 立入検査	2. 講習会（地整等、31都道府県）
○地整等単独	○都道府県と地整等の合同 26回(1,778名)
・大臣許可業者 152業者	○都道府県 21回(3,173名)
○都道府県と地整等の合同	合計 47回(4,951名)
（地整等、18都道府県）	
・大臣許可業者 20業者	
・知事許可業者 35業者	
○都道府県（13都道府県）	
・知事許可業者 120業者	
合計 327業者	

※地整等…地方整備局、北海道開発局及び
沖縄総合事務局

その見積りは
適正な価格に
なっていますか？

みんなで守る適正取引

・その金額ありきで、見積りを作らせていませんか？
・労務費や法定福利費を見積りに反映させていますか？

請負代金を決定するにあたっては、双方で見積り依頼・提出を踏まえて協議を行ってください！

令和3年度 10・11・12月は
建設業取引適正化推進期間です

国土交通省及び都道府県では、建設業取引適正化推進期間に建設業法令遵守など、建設業取引の適正化に関する講習会を各地で開催します。詳しくはホームページからご確認ください。

建設業取引適正化推進期間 検索

主催 国土交通省、都道府県
協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構

4. 建設キャリアアップシステム (CCUS)

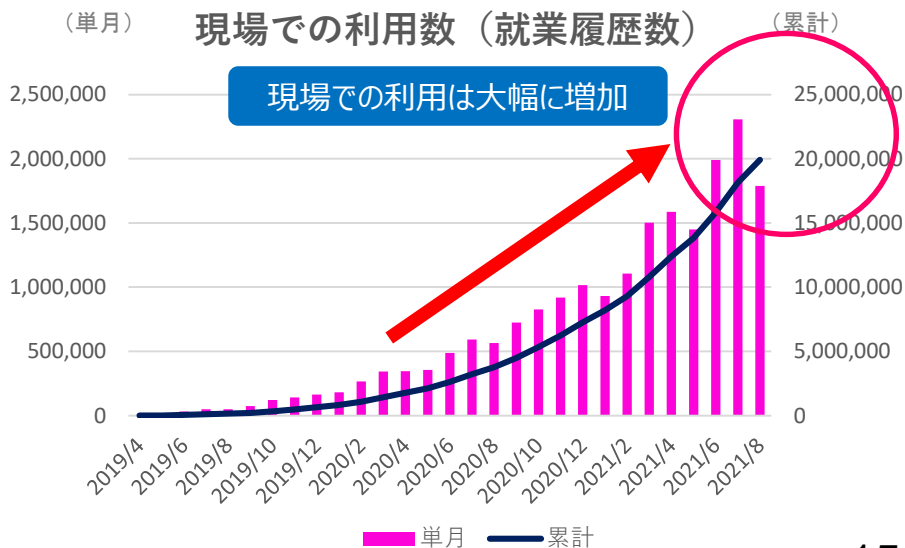
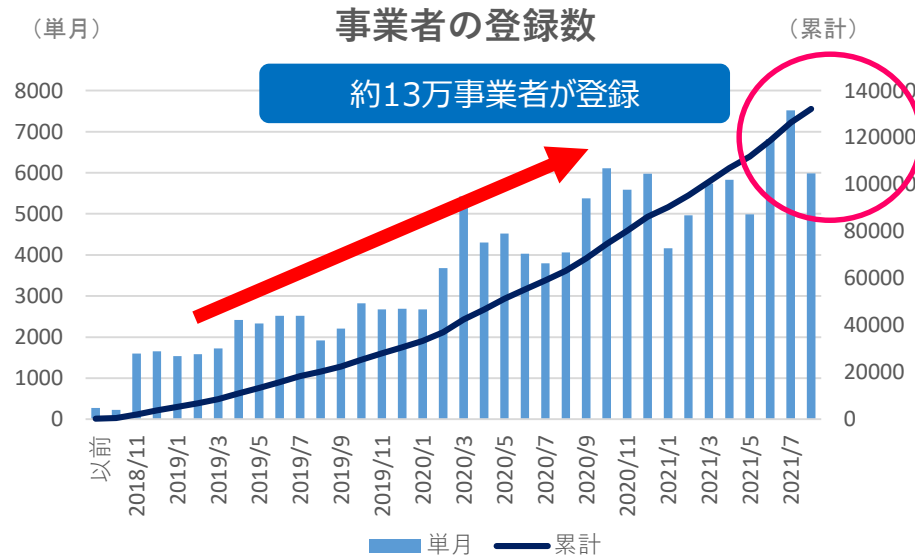
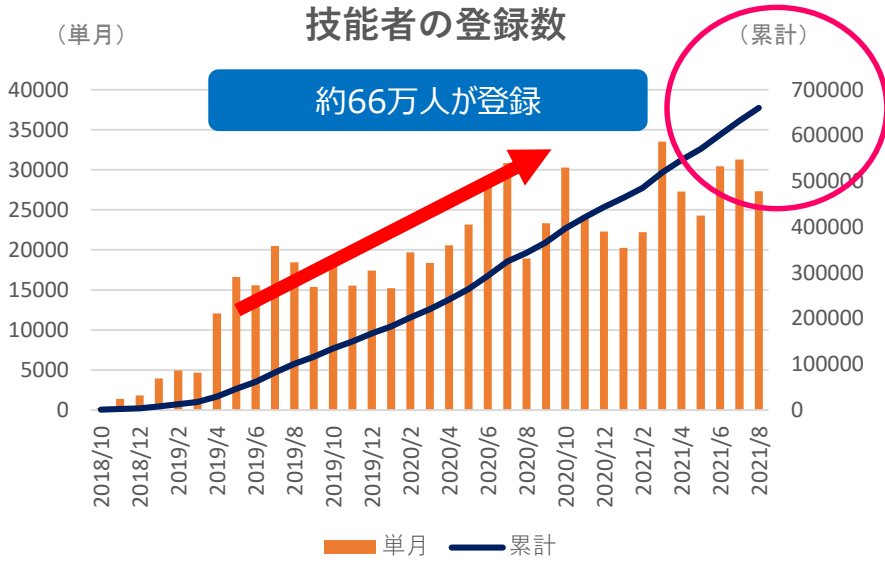
4-1. 建設キャリアアップシステムの登録・利用状況

- 技能者は**約66万人が登録済み**
(今年度内に80万人に達するペースで増加。技能者の4人に1人が利用する水準)
- **現場での利用数※は大幅に増加**
(※就業履歴数。直近で月・約179万回 (令和3年8月実績))
- **事業者の登録は約13万事業者※が登録**
(※うち一人親方は約4万事業者)

【参考】

	技能者登録	(参考) 技能者数	事業者登録	(参考) 工事実績がある事業者数
全国	659,949 人	3,180,000人	132,244社	200,279 社

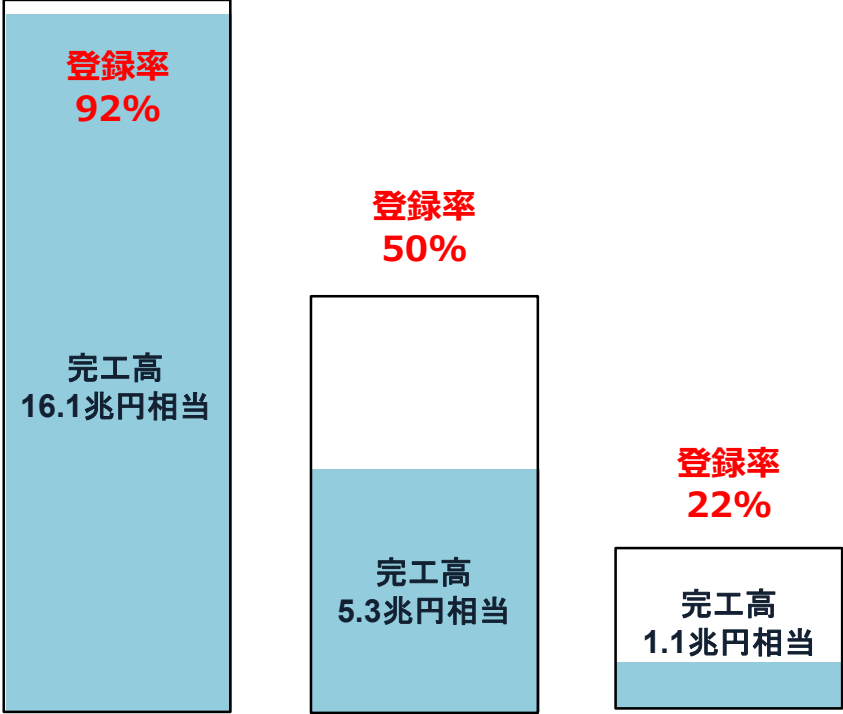
(注) 技能者登録、事業者登録数はR3.8末時点。
技能者数は労働力調査(総務省)のR2平均より国土交通省推計。
工事実績有業者数は建設工事施工統計調査報告(R1実績)より



- 建設市場全体でみると、元請完工高の約 6 割を担う企業が C C U S に登録済み。
 - 特に、総合建設業団体会員企業では、約 4 分の 3 の市場規模を担う事業者が事業者登録済み。
- 今後は、登録の増加と併せて、C C U S の現場利用の促進に一層力を入れていくことが必要

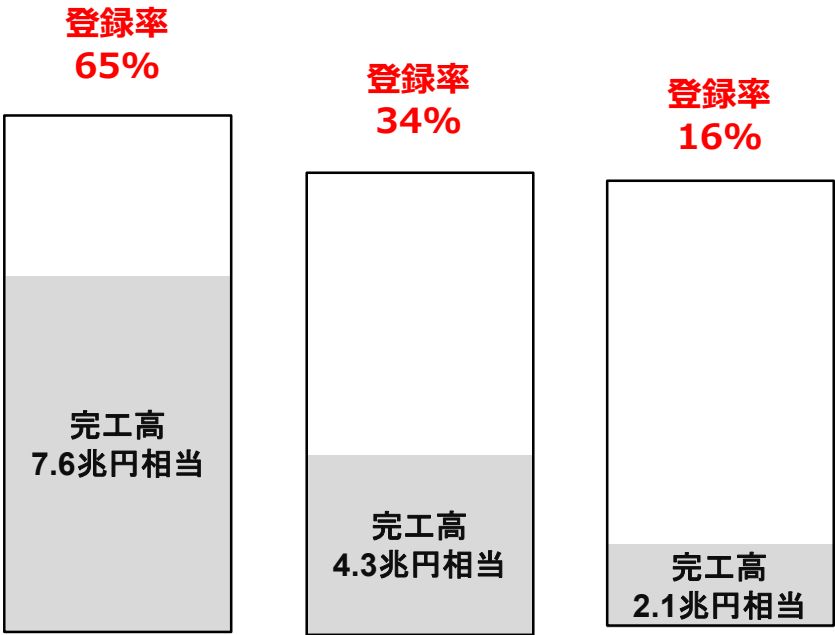
総合建設業団体会員企業
(日建連・全建・全中建注) 完工高計 29.4兆円

元請完工高 300億以上	元請完工高 10～300億未満	元請完工高 10億未満
完工高計 16.5兆円 企業数 98社 登録済 90社	完工高計 9.2兆円 企業数 2,688社 登録済 1,355社	完工高計 3.7兆円 企業数 15,316社 登録済 3,356社



設備・ハウスメーカー等
(経審受審企業) 完工高計 31.6兆円

元請完工高 300億以上	元請完工高 10～300億未満	元請完工高 10億未満
完工高計 11.2兆円 企業数 110社 登録済 72社	完工高計 10.0兆円 企業数 2,963社 登録済 1,018社	完工高計 9.8兆円 企業数 116,409社 登録済 18,867社

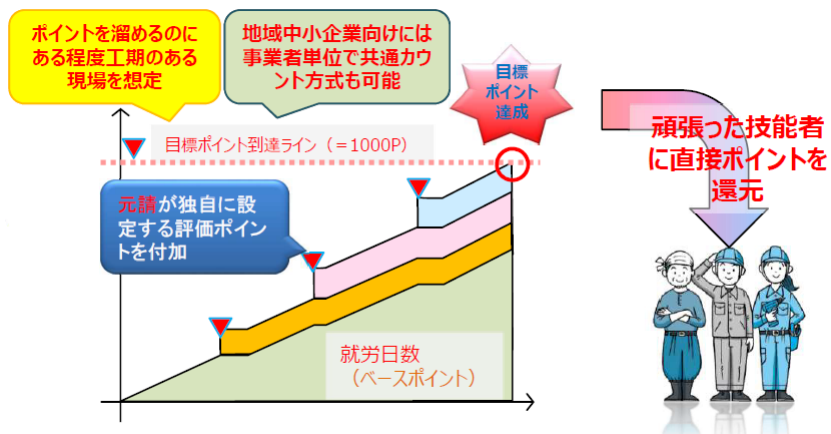


*経審受審企業を集計。
全中建会員企業のうちR2.12のアンケート回答先661社について、登録率は23.4%。同団体は完工高の集計に含まれていない。

経審：R3.3末現在、CCUS：R3.8末現在のデータより
国土交通省調べ

カードタッチの蓄積ポイントを電子マネーに還元

CCUSの就業履歴を、元請事業主が独自に設定するプログラムにより電子マネーに還元される仕組みを試行（奥村組が9/1から実証実験を開始）



建設業界の雇用マッチングサービスとの連携

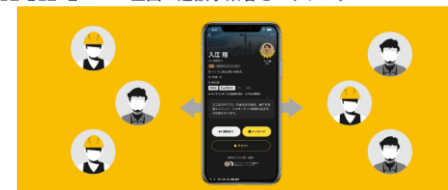
（6月から連携開始）

CCUS登録技能者はマッチングの上位に表示。
CCUS加入者バッジ表示により健全な事業者であることをアピール可能に。



助太刀

全国の建設事業者をマッチング



無料で始められます！（マッチング手数料などは一切かかりません）

小規模現場における顔認証での履歴蓄積

（10月から本格供用開始）

小規模な現場をはじめ、携帯電話の発信や顔認証により、カードリーダーがなくても就業履歴を蓄積（10月から本格共用開始）



ハローワーク等との連携（CCUSユーザーの応募勧奨）

（7月から実施）

全国のハローワークや公共職業能力開発施設で、建設業への入転職を目指す求職者に対し、CCUS登録企業への応募勧奨を実施

※技能者の求人を行うCCUS登録済の建設事業主（求人者）に対し、求人票作成を支援

従業員を採用したい建設事業者の皆さま

建設キャリアアップシステム
Construction Career Up System

の登録はお済みですか？

建設現場で働く若手が求めることトップ3

- 第1位 週休2日制の推進
- 第2位 仕事が年間を通じてあること
- 第3位 能力や資格を反映した賃金

建設キャリアアップシステム（CCUS）は、

- ✓ 職人の適正な評価と給与の引上げ
- ✓ 職人を育てる企業が評価され、受注機会が確保される環境整備

を目的に、国・業界が一体となって推進しているシステムです。

2023年度から「あらゆる工事でCCUSを完全実施」を目指しています。

建設業界への就職を希望される皆さま

建設業界が変わる！

新3Kに向け、官民一体で取り組んでいます！

新3Kとは・・・

給与(K)
がよい

- ・賃金改善を推進（10%以上賃上げを目指す）
- ・職人の給与は約19%UP（10%以上賃上げを目指す）

休暇(K)
が取れる

- ・土日祝日のほか、週休2日を確保し、働き方改革により、労働時間を短縮

希望(K)
が持てる

- ・「建設キャリアアップシステム（CCUS）」で技能と経験を証明
- ・技能と経験のレベルに応じた4色のカードを交付
- ・カードの色に応じた賃金支払の実施を目指します

詳しくは建設業界へ

4-4. 公共工事におけるCCUS活用の促進

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの利用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

〔事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点〕

【一般土木(WTO対象工事等)】

○ CCUS義務化モデル工事

(全国で21件(R2年度契約))

※カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担

○ CCUS活用推奨モデル工事

(全国で39件(R2年度契約))

○地元業界の理解がある22都府県において、直轄Cランク工事でも活用推奨モデル工事を試行

【営繕工事】

○ CCUS活用推奨営繕工事

(全国で9件(R2年度契約))

【港湾・空港工事】

○ CCUS活用モデル工事

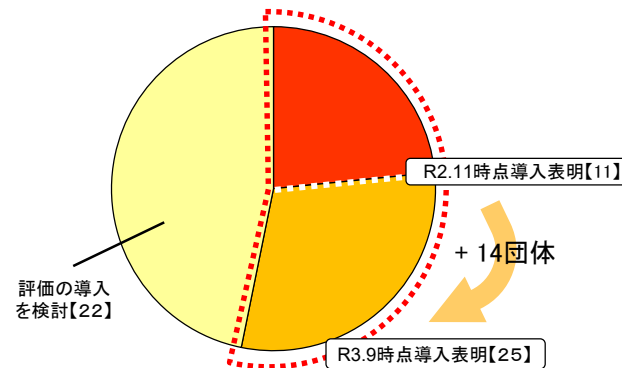
(全国で13件(R2年度契約))

地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

○25県が企業評価の導入を表明、他の全ての都道府県も検討を表明

【都道府県の導入・検討状況】



※市町村に対しても要請し、都道府県公契連での周知に加え、人口10万以上の全ての市区に対して国から直接ヒアリング等を実施(3月末までに全市区283団体に実施)

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

○UR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施予定(R3年度は20件程度の工事に適用予定)

○水資源機構においてR3年度に本社契約の土木一式工事で義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事を推奨モデル工事として原則実施

○NEXCO西日本においてR3年度から義務化モデル工事を実施予定

4-5. 都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**22都府県で実施予定（他に5協会が検討中）**
- 都道府県発注工事は、**25県が企業評価の導入を表明し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明**
広がりをさらに加速化するため、様々な機会に知事等のハイレベルに直接働きかけることをはじめ、より一層取組を強化

都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価	都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価
北海道		△	滋賀県	●	◎
青森県		△	京都府		△
岩手県		△	大阪府	●	△
宮城県	●	●◎	兵庫県	●	◎(予定) ○(予定)
秋田県		△	奈良県	●	△
山形県		△	和歌山県		○(予定)
福島県	●	◎	鳥取県		△
茨城県		●(予定)	島根県	●	△
栃木県	●	◎	岡山県	●	●
群馬県	●	●◎	広島県		◎
埼玉県	●	●(予定)	山口県	●	●(予定)
千葉県		△	徳島県		○
東京都	●	△	香川県	○	△
神奈川県		△	愛媛県		△
新潟県		△	高知県	○	△
富山県		△	福岡県		○
石川県		○	佐賀県	○	△
福井県	●	●○	長崎県	○	◎
山梨県	●	◎	熊本県		△
長野県	●	◎、○(予定)	大分県		△
岐阜県	●	●○	宮崎県	●	●◎○
静岡県	●	◎○	鹿児島県	●	●
愛知県	●	△	沖縄県	●	●(予定)
三重県	○	●			

<直轄Cランク工事>
● 都道府県建設業協会が賛同
○ 協会において検討中
※赤枠は令和3年9月以降に表明されたもの

<都道府県工事での評価>
● モデル工事等工事評定での加点
◎ 総合評価における加点
◎ 入札参加資格での加点
△ 検討中
※赤文字は令和3年4月以降に導入を表明されたもの

国土交通省調べ 等

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況 (R3.9.29 現在)

【群馬県】モデル工事を実施
元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

【長野県】総合評価等において加点
R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点(R2年度は予定価格8000万円以上が対象)等

【山梨県】総合評価において加点
県土整備部発注工事(土木一式工事)において総合評価で加点(試行)

【滋賀県】総合評価において加点
総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価(試行)
※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【岡山県】全工事の成績評定において加点
R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点

【宮城県】全工事の成績評定及び総合評価において加点
R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ。うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点

【福島県】総合評価において加点
R2年4月より、総合評価方式(一部類型を除く)の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

【静岡県】総合評価等において加点
総合評価方式での工事発注において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施
R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

※市町村では、浜松市、堺市、茅ヶ崎市などが**総合評価における加点**
千葉市、相模原市、郡山市などが**入札参加資格において加点**を導入済

● 評価実施
● R4年度までに評価導入予定
● 今後検討

4-6. 地方公共団体発注工事における活用促進

『ブロック別CCUS連絡会議』の開催

(全国8ブロックで開催)

各ブロックにおけるCCUSの活用・取組状況を踏まえ、建設業団体と地元都道府県等で情報共有・意見交換を実施

(日建連・各都道府県建設業協会・全中建等が参加)

※①9/27 近畿ブロック、②9/28 関東ブロック、③10/1 中部ブロックで開催予定。その他ブロックは日程調整中

議 事

各機関のインセンティブ措置導入済み事例、検討中事項、各団体の取組状況等について説明・意見交換。

今後の方針

○ 現場見学会の開催(10月～2月)

○ 第2回連絡会議(令和4年2月目途)

- ・第1回連絡会・現場見学会等で出された意見・論点の整理
- ・新たなCCUSモデルとなる現場事例の共有
- ・各都道府県における今後の取組方針

等



近畿ブロック

都道府県公契連を通じた市町村への働きかけ

(原則すべての都道府県で開催)

都道府県公契連を通じて、各都道府県の市区町村の契約担当課長等に対して直接に働きかけ
(今年度すでに15都道府県で開催済み)

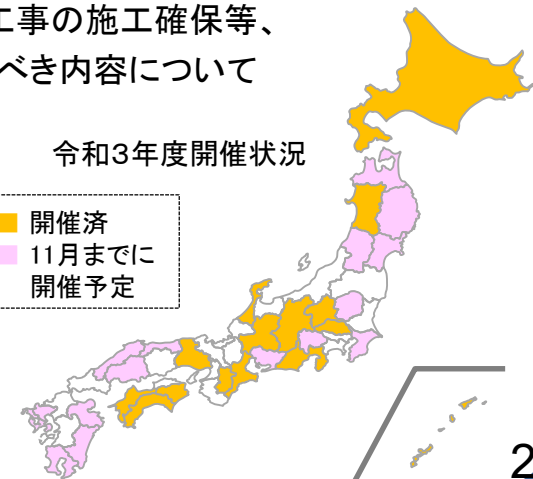
※国・都道府県・市区町村一体となった入札契約の適正化の推進、特に市区町村における入札契約の改善の取組を一層進めるため、令和2年度より、国交省も参加・直接の働きかけを行う取組を強化。

内 容

- 入札契約の改善に関する各都道府県の取組状況について、国交省本省より説明
- CCUSの活用推進、公共工事の施工確保等、発注者が連携して対応すべき内容について適切な対応を働きかけ

令和3年度開催状況

■ 開催済
■ 11月までに開催予定



4-7. 建設分野における外国人材の受入れについて 国土交通省

建設分野に携わる外国人数の推移

(単位：人)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021 (6月末現在)
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463	1,658,804	1,724,328	※
建設業	12,830	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	55,168	68,604	93,214	110,898	※
技能実習生	6,791	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	45,990	64,924	76,567	※
外国人建設就労者	—	—	—	—	401	1,480	2,983	4,796	5,327	3,987	3,312
特定技能外国人	—	—	—	—	—	—	—	—	267	2,116	2,781

出典：外国人建設就労者は国交省調べ、特定技能外国人は入管庁調べ、その他は外国人雇用届出状況（厚生労働省）（注）外国人建設就労者・特定技能外国人は年度末時点、その他は10月末時点の人数 ※：未集計

建設分野の外国人技能者の受入れにあたっては、業種横断の基準に加え、
建設産業の特性等を踏まえ、建設分野特有の基準を設定

○建設分野における上乗せ規制の概要（特定技能外国人の場合）

- 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関（受入企業）の基準を設定
- 当該基準において、建設分野の受入企業は、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める
- 受入計画の認定基準
 - ①受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
 - ②受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
 - ③特定技能外国人受入事業実施法人（JAC）への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
 - ④特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
 - ⑤賃金等の契約上の重要事項の書面での事前説明（外国人が十分に理解できる言語）
 - ⑥1号特定技能外国人に対し、受入れ後、国土交通大臣が指定する講習または研修を受講させること
 - ⑦国又は適正就労監理機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ 等